

保護者・地域の皆さまへ

～ 教職員の働き方改革に向けた取組について ～



新見市教育委員会では「新見市立学校の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教職員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって元気に児童生徒に向き合えるよう、次のような取組を進めています。

取組① ▶ いっせーのーDAYの実施

毎月第3金曜日は、市内全ての小中学校の教職員が一斉に定時退庁することとしています。（平成30年度から実施）

取組② ▶ 学校閉庁期間の設定

毎年、8月10日～16日および12月28日～1月3日の間、学校は閉庁日とし、教職員は勤務しないこととしています。

取組③ ▶ 部活動休養日の設定

部活動は、大会前を除き、週2日以上 of 休養日を設定しています。なお、土・日曜日の活動は3時間程度とし、どちらか1日は休養日とするようにしています。

また、学校内外から部活動指導員を任用し、積極的に配置すると同時に、部活動そのものの地域移行についての検討を進めています。

取組④ ▶ 地域ぐるみでの登下校の安全確保

一部の学校では、登下校時の交通指導が教職員の時間外業務を増加させる要因の一つとなっています。

中央教育審議会答申では、登下校指導は本来学校以外が担うべき業務とされており、今後、地域や保護者の皆さまの力をお借りしながら児童生徒の安全確保を行っていきたいと考えています。

取組⑤ ▶ 勤務時間外の電話・窓口対応時間の制限

令和4年7月より勤務時間外の電話・窓口対応時間を制限しています。

勤務時間外での電話・窓口での受付は、**原則、小学校18時、中学校19時まで**とさせていただきます。

それ以降の学校への連絡等はお控えください。 ※緊急の場合には、新見市役所代表電話（72-6111）へご連絡ください。学校に取りつがれます。

●●● 保護者・地域の皆さまへのお願い ●●●

教職員の働き方改革の目的は、「教育の質の向上」です。

子ども達を指導する教職員が、心身の健康を維持し、日々充実した気持ちで子ども達と向き合うことこそ、教育の質の向上につながるものと考えます。

学校現場における教職員の働き方改革の推進に向け、保護者をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

高尾小学校の勤務時間は、8時05分～16時35分です。

令和5年4月 新見市教育委員会